教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和２年３月13日（金）午前10時00分

1　会議録の承認

2　一般報告・その他報告事項
小学校、中学校、高等学校、義務教育学校及び特別支援学校における一斉臨時休業の延長と修了式等について

3　審議案件
教委第76号議案　横浜市歴史博物館条例施行規則等の一部改正について
教委第77号議案　横浜商業高等学校別科の授業料徴収方法変更に伴う横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について
教委第78号議案　教職員の人事について
教委第79号議案　教育委員会事務局職員の人事について

4　報告案件
教委報第６号　教職員の人事に関する臨時代理報告について
教委報第７号　教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について

5　その他

令和２年３月 13 日

教育委員会臨時会　一般報告

１　市会関係

２　市教委関係

（1）主な会議等

（2）報告事項

○小学校、中学校、高等学校、義務教育学校及び特別支援学校における一斉臨時休業の延長と修了式等について

３　その他

教育委員会一般報告資料
令和２年３月１３日
小中学校企画課
特別支援教育課

教小企第4585号
令和２年３月９日

校　長
校長代理

教　育　長

小学校、中学校及び高等学校等における
一斉臨時休業の延長と修了式等について（通知）

令和２年２月28日教小企第4425号により、市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、新型コロナウイルス感染症対策のために、令和２年３月３日から３月13日までの期間を一斉臨時休業とし、およそ１週間が経過しました。臨時休業中に本市の児童生徒の感染は確認されていませんが、児童生徒の健康・安全を第一に考え、現在の状況を総合的に判断し、一斉臨時休業を延長することにしました。

ただし、児童生徒の健康状態、学習や生活状況などを把握するとともに、今年度を振り返り、新年度への期待感を醸成することを目的に修了式等の実施日を設定することとします。

１　一斉臨時休業の延長期間

令和２年３月14日（土）～令和２年３月24日（火）
（ただし、卒業式の実施日を除きます）
※上記期間を含め３月31日（火）までは、部活動も実施しないこととします。
※卒業式に出席できる児童生徒は、すでに通知しているとおり、卒業生のみです。
※卒業式には義務教育学校前期課程の修了式を含みます。

２　修了式等の実施に当たって

（１）　実施日

令和２年３月25日(水)とします。

ただし、学校規模等によっては、感染リスク対策の観点から、24日（火）、25日（水）の両日を修了式等の実施日として、児童生徒を分散して登下校させることも可能とします。

（２）　修了式等及び登下校の配慮事項

修了式等については校内放送で実施するなど、感染リスク対策への配慮をお願いします。また、学校の規模等により、多くの児童生徒が同時刻に学校にいることが懸念される場合は、登下校時間を調整するなどご検討ください。なお当日は、２時間程度の短時間の登校とし、昼食はなしとします。

（３）　出席簿上の扱いについて

課業日として、出欠席等を記入してください。欠席については、令和２年３月５日　教健第3466号「中国から帰国した児童生徒等への対応[（韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡の追加）3/2 現在]と新型コロナウイルス感染症に関連した出席簿の扱いについて」に基づき対応してください。

3　緊急受入れについて

引き続き、延長した一斉臨時休業期間及び修了式等の実施日についても対応してください。ただし、26日（木）以降の学年末休業・春季休業は、実施しません。卒業式実施日の緊急受け入れについては、現在調整中です。別途通知します。

4　卒業式について

令和２年２月 26 日教健第 3378 号「『児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応』及び『学校の卒業式・入学式の開催に関する考え方』について」及び令和２年３月５日教小企第4527号「一斉臨時休業期間中の出席簿の取扱いについて」に基づき対応してください。

担当：小中学校企画課　電話 671-3266
高校教育課　電話 671-3743
健康教育課　電話 671-3275

教特教第２０３５号
令和２年３月９日

特別支援学校長

教　　育　　長

特別支援学校における
一斉臨時休業の延長と修了式等について（通知）

令和２年２月28日教小企第4425号により、市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、新型コロナウイルス感染症対策のために、令和２年３月３日から３月13日までの期間を一斉臨時休業とし、およそ１週間が経過しました。臨時休業中に本市の児童生徒の感染は確認されていませんが、児童生徒の健康・安全を第一に考え、現在の状況を総合的に判断し、一斉臨時休業を延長することにしました。

ただし、児童生徒の健康状態、学習や生活状況などを把握するとともに、今年度を振り返り、新年度への期待感を醸成することを目的に修了式等の実施日を設定することとします。

１　一斉臨時休業の延長期間

令和２年３月14日（土）～令和２年３月24日（火）
（ただし、卒業式の実施日を除きます）
※スクールバス等は運行します。
※給食は、各学校の年間計画とおりに実施します。
※上記期間中及び３月31日（火）までは、部活動も実施しないこととします。
※卒業式への参加は、すでに通知しているとおり、卒業生とその保護者のみです。

２　修了式等の実施に当たって

（１）　実施日

同一日にすべての学部・学年で修了式等を実施する場合は令和２年３月25日(水)とします。

日を分けて学部ごと等に分散して修了式等を実施する場合は、最終日が令和２年３月25日(水)となるように設定してください。

（２）　修了式等及び登下校の配慮事項

修了式等については校内放送で実施するなど、感染リスク対策への配慮をお願いします。

全校一斉に登校するのではなく、大きな集団となることを避けたり、登下校中のスクールバス等での感染を予防したりする観点から、例えば学部ごとに分けて修了式等を実施したり、または在籍幼児児童生徒の３分の１ずつ登校日を指定し１日の登校する幼児児童生徒の数を減らして修了式等を実施したりするなど、各学校の状況に応じて実施方法を決定してください。

また、同一日に修了式等を実施する場合でも、通常の登校時間をずらして、通学時の混雑を避ける、学部ごとに集合時間を変えて登校させる等の工夫もご検討ください。

（３） 出席簿上の扱いについて

修了式実施日は課業日として、出欠席等を記入してください。欠席については、令和２年３月５日　教健第3466号「中国から帰国した児童生徒等への対応［(韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡の追加)3/2 現在]と新型コロナウイルス感染症に関連した出席簿の扱いについて」に基づき対応してください。

３　緊急受入れについて

延長した一斉臨時休業期間及び修了式等の実施日についても引き続き対応してください。

原則として、卒業式の日も緊急受け入れは実施します。

ただし、各学校の状況に応じて、卒業式当日の緊急受け入れを中止や短縮することも可とします。その場合には、保護者への事前周知、放課後デイサービス事業者等との十分な連携等、幼児児童生徒・保護者に混乱のないよう配慮をお願いいたします。

26日（木）以降の学年末休業・春季休業期間中は、実施しません。

４　卒業式について

令和２年２月 26 日教健第 3378 号「『児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応』及び『学校の卒業式・入学式の開催に関する考え方』について」及び令和２年３月５日教小企第4527号「一斉臨時休業期間中の出席簿の取扱いについて」に基づき対応してください。

担当：特別支援教育課　電話　671-3958

教委第76号議案

横浜市歴史博物館条例施行規則等の一部改正について

横浜市歴史博物館条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月13日提出

教育長　鯉渕　信也

提案理由

65 歳以上の市民は減免により無料としていた常設展等の入館料について、減免の割合を変更するため、横浜市歴史博物館条例施行規則等の一部を改正したいので提案する。

横浜市歴史博物館条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和　年　月　日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第　号

横浜市歴史博物館条例施行規則等の一部を改正する規則

（横浜市歴史博物館条例施行規則の一部改正）

第１条　横浜市歴史博物館条例施行規則（平成６年11月横浜市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第10条第５号中「全額」を「７割５分相当額」に改める。

（横浜都市発展記念館条例施行規則の一部改正）

第２条　横浜都市発展記念館条例施行規則（平成15年１月横浜市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第７条第４号中「全額」を「５割相当額」に改める。

（横浜ユーラシア文化館条例施行規則の一部改正）

第３条　横浜ユーラシア文化館条例施行規則（平成15年１月横浜市教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第７条第４号中「全額」を「５割相当額」に改める。

（横浜開港資料館条例施行規則の一部改正）

第４条　横浜開港資料館条例施行規則（平成10年９月横浜市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第７条第４号中「利用する」を「、展示室及び閲覧室の利用（展示室において、期間を限り、特別の企画による展示を行う場合の展示室及び閲覧室の利用を除く。）をする」に、「全額」を「５割相当額」に改める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

新旧対照表

改正前	改正後
横浜市歴史博物館条例施行規則 （利用料金の減免） 第10条　条例第11条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 (5)　市長の発行する濱ともカードの交付を受けている者が、常設展示室に入場する場合　利用料金の全額	横浜市歴史博物館条例施行規則 （利用料金の減免） 第10条　条例第11条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 (5)　市長の発行する濱ともカードの交付を受けている者が、常設展示室に入場する場合　利用料金の7割5分相当額
横浜都市発展記念館条例施行規則 （利用料金の減免） 第7条　条例第9条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 (4)　市長の発行する濱ともカードの交付を受けている者が、常設展示室に入場する場合　利用料金の全額	横浜都市発展記念館条例施行規則 （利用料金の減免） 第7条　条例第9条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 (4)　市長の発行する濱ともカードの交付を受けている者が、常設展示室に入場する場合　利用料金の5割相当額
横浜ユーラシア文化館条例施行規則 （利用料金の減免） 第7条　条例第9条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 (4)　市長の発行する濱ともカードの交付を受けている者が、常設展示室に入場する場合　利用料金の全額	横浜ユーラシア文化館条例施行規則 （利用料金の減免） 第7条　条例第9条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 (4)　市長の発行する濱ともカードの交付を受けている者が、常設展示室に入場する場合　利用料金の5割相当額
横浜開港資料館条例施行規則 （利用料金の減免） 第7条　条例第8条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 (4)　市長の発行する濱ともカードの交付を受けている者が利用する場合　利用料金の全額	横浜開港資料館条例施行規則 （利用料金の減免） 第7条　条例第8条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 (4)　市長の発行する濱ともカードの交付を受けている者が、展示室及び閲覧室の利用（展示室において、期間を限り、特別の企画による展示を行う場合の展示室及び閲覧室の利用を除く。）をする場合　利用料金の5割相当額

教育委員会資料
令和2年3月13日
生涯学習文化財課

横浜市歴史博物館条例施行規則等の一部改正について

1 65歳以上の市民の皆様を対象とした快適な来館・展示環境整備等について

現在、横浜市は、65歳以上の人口比率、いわゆる高齢化率は24.4%であり、超高齢社会が進展し、2025年には市内高齢者人口が100万人に迫り、2065年には高齢化率は約35%になると予想されています。

そこで、65歳以上の市民の皆様を対象に、これまで以上に横浜市歴史博物館等指定管理4施設に来館していただきたく、次のような快適な来館・展示環境整備等に取り組みます。

今後とも65歳以上の市民の皆様はもちろんのこと、すべての来館者の皆様にこれまで以上に満足していただけるような展示会の充実、魅力アップ等にしっかりと努めてまいります。

(1) 施設案内表示の文字の拡大

トイレ、料金表など施設を案内する看板の文字をわかりやすくします。

(2) シニア講座開催

昭和の生活などシニアが経験し、知識・興味を持っている講座を増やします。

(3) シニアに配慮した展示解説

学芸員等が行う展示解説について、短い時間で要領よく説明する解説日を展示会ごとに設定します。

(4) シニアデーの設定

特定日（月1回）には、企画展も含め全館無料にします。

(5) 日本語解説アプリ

東京オリンピック・パラリンピックに向けて開発している歴史博物館の展示解説の映像音声多言語アプリについて、新たに日本語版も開発するとともに、館内でタブレットの貸し出しを行います。

2 65歳以上市民の皆様の入館料有料化について

多くの近隣の横浜市施設や政令市の博物館等において、65歳以上の市民の方の入館料は有料です。

また、有識者・専門家によって構成されている「指定管理選定評価委員会」の「令和元年度第三者評価報告書」の総合講評において「65歳以上の常設展等の入館料有料化については、他の自治体の状況を比較して、市民サービスの向上、持続可能な施設運営の観点から考えていく必要がある」との意見をいただいています。さらに「外郭団体経営向上委員会」による本市とふるさと歴史財団との「協約」の「指定管理有料4施設の有料入館者増」を実現するためにも必要です。

今回、上記「1」の（1）～（5）の取組を実現するため、65歳以上の市民の皆様は減免により無料としていた常設展等の入館料について、減免の割合を変更する、横浜市歴史博物館条例施行規則等の一部改正をしたいと考えております。

なお、企画展の入館料については、指定管理者が定めることができますが、同様の理由で一般料金の半額程度のご負担をお願いしたいと考えています。

裏面あり

【常設展等】

歴史博物館:一般 400 円、小・中学生料金 100 円、65 歳以上市民無料 開港資料館・都市発展記念館・ユーラシア文化館: 一般 200 円、小人料金 100 円、65 歳以上市民無料	⇒ 65 歳以上市民 100 円

【企画展】

歴史博物館・都市発展記念館・ユーラシア文化館: 一般 800 円～300 円、小人料金 400 円～150 円、65 歳以上市民無料	⇒ 65 歳以上市民 400 円～150 円

3 規則改正の内容

(現　　行) 65 歳以上市民の入館料は全額免除

(改正内容) 65 歳以上市民の入館料は

歴博 ⇒ 7割5分相当額免除

開港・都発・ユ文 ⇒ 5割相当額免除

4 施行予定日

令和2年4月1日

【参考】

横浜市歴史博物館条例(抜粋)

(利用料金)

第 11 条　常設展示室に入場しようとする者又は駐車場を利用しようとする者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という)を支払わなければならない。

横浜市歴史博物館条例施行規則(抜粋)

(利用料金の減免)

第 10 条　条例第 11 条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(5)　市長の発行する濱ともカードの交付を受けている者が、常設展示室に入場する場合、利用料金の全額

教委第77号議案

横浜商業高等学校別科の授業料徴収方法変更に伴う横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和２年３月１３日提出

教育長　鯉渕　信也

提案理由

横浜市立横浜商業高等学校別科の授業料の徴収方法及び納期限を変更するため、横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和　年　月　日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第　号

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則（昭和26年12月横浜市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別科についての授業料及び」を削る。

附　則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則　新旧対照表

現行	改正案
（徴収の方法及び期限） 第２条　（第１項省略） ２　別科についての授業料及び前項の規定による徴収の方法により難いと教育長が認めた授業料にあっては、同項の規定にかかわらず、毎月分割して徴収する。 （第３項省略）	（徴収の方法及び期限） 第２条　（第１項省略） ２　前項の規定による徴収の方法により難いと教育長が認めた授業料にあっては、同項の規定にかかわらず、毎月分割して徴収する。 （第３項省略）

教育委員会資料
令和２年３月１３日
学校支援・地域連携課

横浜商業高等学校別科の授業料徴収方法変更に伴う
横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の改正について

１　提案理由

横浜市立横浜商業高等学校別科の授業料の徴収方法及び納期限を変更するため提案します。

２　変更内容

横浜市立高校の授業料については、年額を４回に分けて徴収していますが、横浜商業高校別科だけは、毎月分割して徴収しています。

令和２年度より、他の市立高校と異なっていた横浜商業高校別科の授業料徴収方法について他校と同じにするため、規則第２条第２項の別科に関する規定を削除します。

３　変更理由

横浜市立高校の授業料は横浜銀行の口座振替により徴収しています。

口座振替を行うため、各校では保護者の口座情報について、担当者が手書きの書面を作成し、最寄りの支店に出向いて提出していましたが、令和２年度より口座情報の提出方法をデータ伝送に切り替えます。

この切替えに伴い、伝送するデータを横浜市立高等学校授業料という一つのデータにまとめる必要があるため、横浜商業高校別科の授業料徴収方法を他の市立高校と同じ方法にするものです。

○横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則

昭和26年12月25日

教委規則第 10 号

（趣旨）

第１条　横浜市立学校の授業料等に関する条例(昭和26年12月横浜市条例第77号。以下「条例」という。)の実施及び手続については、この規則の定めるところによる。

（徴収の方法及び期限）

第２条　授業料は、その年額に４分の１を乗じて得た額をそれぞれ９月及び11月並びに翌年１月及び３月の10日までに徴収する。

２　~~別科についての授業料及び~~前項の規定による徴収の方法により難いと教育長が認めた授業料にあっては、同項の規定にかかわらず、毎月分割して徴収する。

３　前項の規定により毎月徴収すべき授業料は、その年額に12分の１を乗じて得た額とし、毎月10日までに徴収する。ただし、４月に徴収すべき授業料についてはその翌月の、８月及び翌年３月に徴収すべき授業料についてはその前月の徴収期限に徴収することができる。

（徴収の特例）

第３条　前条第１項の規定の適用を受ける者のうち、年度の中途において入学(転入学を含む。以下この条において同じ。)した者の授業料については、これを月割にしてそれぞれの月割分(入学した月の月割分を含む。)の授業料を同項の規定によりこれらに相当する授業料を徴収すべき期限に徴収する。ただし、当該期限により難いと教育長が認めた授業料については、教育長が別に定める期限に徴収する。

２　前項の場合において、年度の中途に入学した者が高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第５条第１項に規定する受給権者又は他の横浜市立高等学校から転学した者でその月の授業料を既に納入した者であるときは、前項の規定にかかわらず、入学した月の月割分の授業料を徴収しない。

３　前条第２項の規定の適用を受ける者のうち、月の中途において入学した者については、入学の日から５日以内に月割の授業料を徴収する。ただし、他の横浜市立高等学校から転学した者でその月の授業料を既に納入した者については、これを徴収しない。

４　月の途中において退学又は転学する者については、その月までの授業料を徴収する。

５　留学許可を与えた者又は休学許可を与えた者若しくは休学を命じた者については、その留学又は休学の期間が全月にわたるときは、その月割分の授業料を徴収しない。

（授業料等の減免）

第４条　条例第５条の規定により授業料等を減免することができる場合は、次の各号の一に該当すると認められるときとする。

(1)　保護者が天災その他不慮の災害を受けたため学資の支弁が困難となったとき。

(2)　保護者の死亡又は傷病のため学資の支弁が困難となったとき。

(3)　生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けているとき又はこれに準ずるとき。

(4)　前３号に定めるときのほか、教育長が特に必要があると認めるとき。

（保証人）

第５条　授業料を納入する義務を負う者は、その保護者以外の保証人を立てなければならない。

２　前項の義務を負う者は、保証人が死亡し、又は保証人の住所、氏名若しくは勤務先に変更があった場合は、速やかにその旨を当該者が在籍する横浜市立高等学校の長に届け出なければならない。

（入学金及び入学選考手数料の徴収の特例）

第６条　入学金及び入学選考手数料は、他の横浜市立高等学校から転入学した場合又は同一高等学校で、その課程を変更した場合には、これを徴収しない。

２　入学選考手数料は、横浜市立高等学校第１学年入学者選抜において、第２順位で入学を志願する横浜市立高等学校に係るものについては、これを徴収しない。

（委任）

第７条　この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。